

## 加入・脱退などの手続をお忘れなく

就職や退職などにより国民健康保険の加入や脱退などの手続が必要な人は、届出に必要なものを用意し、早めに問へ来てください。

加入の届出が遅れると国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。また、届出の日までに支払った医療費は、いったん全額自己負担になります（場合によっては、保険給付を受けられることもあります）。

資格がなくなったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使って医療機関にかかると、国民健康保険で負担した分の医療費を返還しなければなりません。

### ■ 全ての届出に必要なもの

マイナンバー（個人番号）を確認できるもの、窓口に来る人の本人確認書類（運転免許証など）  
※別世帯の人が窓口に来る場合は、委任状も必要です。

届出は  
14日以内に

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入したとき	転出証明書・印鑑
	ほかの健康保険などを脱退したとき	健康保険の離脱証明書・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
	子どもが生まれたとき	保険証・印鑑
国保を脱退するとき	ほかの市区町村へ転出したとき	保険証・印鑑
	ほかの健康保険などに加入したとき	国保の保険証・加入した健康保険などの保険証・印鑑
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書・保険証・印鑑
	死亡したとき	死亡を証明するもの・保険証・印鑑
そのほか	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証・印鑑
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	保険証・印鑑

## 国民年金からのお知らせ

国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満の人すべてが加入する制度です。

次のいずれかに当てはまるときは、年金事務所か市役所で手続が必要です。届出を忘れて、保険料を納めていないと将来に受給する年金額が少なくなったり、年金が受給できなくなったりすることがあります。

こんなときには手続を！

### ● 会社などを退職したとき

扶養する配偶者（第3号被保険者）がいる場合は、配偶者も第1号被保険者への種別変更の手続が必要です。

### ● 第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増えたとき、離婚したときなどは、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続が必要です。

#### 国民年金被保険者の種別

##### 【第1号被保険者】

自営業者・学生など  
国内に住む20歳以上  
60歳未満の人

##### 【第2号被保険者】

厚生年金保険に加入  
している人で原則65  
歳未満の人

##### 【第3号被保険者】

第2号被保険者に扶  
養されている配偶者  
で20歳以上60歳未満  
の人

問 章津年金事務所国民年金課

☎ 077・567・2220